

水道工事等に係る設計事務費等徴収算定基準

宅地開発等に伴う給水計画及び工事設計の委託を事業主体から受けた場合、又は水道スマートメーターの購入申込を事業者から受けた場合について、下記の表により設計事務費等を徴収する。

記

◆設計事務費率

工事費（設計額）	事務費算定率	摘 要
設 計 金 額 （消費税は除く）	6 %	一般の宅地開発等
	5 %	事業主体が官公庁及びこれに準ずるもの
	2 %	設計業務を外部委託した場合
	上記によりがたい場合は、市長が別途定める	

（特記事項）

- （１）工事内容に変更を生じた場合、当初設計金額又は変更後設計金額の大きい額にて当該率を適用する。
- （２）設計業務を外部に委託する場合委託料は実費徴収し、事務費は委託設計金額の２％とする。ただし、委託外設計工事費に係る事務費については、当該率を適用する。
- （３）事務費に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

◆購入事務費

事 務 費 名 称	摘 要
水道スマートメーター購入事務費	人件費に１件あたりの処理時間を乗じて算出する

（特記事項）

- （１）水道スマートメーターの購入事務費は、「中高層集合住宅等の各戸検針及び水道料金等の徴収に関する特別取扱契約書」毎とする。
- （２）事務費に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成２年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和８年４月１日から施行する。